# 市内建設工事業者の格付けに係る関係書類等の提出要領

令和7年度の市内建設工事業者の格付けを行いますので、次のとおり関係書類などを期間内に提出してください。

### 1 提出書類

- (1) 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し
- (2) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
  - ・競争参加資格業種については、「総合評定値 (P)」が記載されていること。
  - ・「その他の審査項目(社会性等)」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の3項目全てが「有」又は「除外」となっていること

## ※上記3項目のいずれかが「 無 」の場合

→ 審査基準日から申請日までの間に社会保険等に加入又は適用除外となった場合 は、加入等状況を確認できる書類の写しを提出すること。

#### ※上記3項目全てが「 有 」又は「 除外 」の場合

- → 加入等状況を確認できる書類の写しの提出は不要
- (3) 技術者資格調書(登録承認業種ごとに別様とし、それぞれ該当者全員を記入)
  - ※「技術者資格調書」に下記書類を添付して提出してください

## 【添付書類】

- ① 各資格証の写し
  - (例) 1級施工管理技士の場合:当該技術検定合格証明書の写し又は認定通知書の写し
- ② 技術者資格調書に記載された方全員に係る健康保険被保険者証の写し、健康保険・ 厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、賃金台帳等の写しのうち、いずれ かの1通を添付
- ③ 各資格等級を受験し、合格証明書が届いていない場合 当該合格通知書の写し
- ※②については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成16年3月1日国土 交通省総合政策局建設業課長通知)の二一四(2)「直接的な雇用関係の考え方」に基 づき、技術者資格調書に記載された方(本人)及び建設業者の方(会社)双方に対し て雇用関係を確認する目的から、添付をお願いするものです。
- (4) 担当者名刺貼付用紙に担当者(提出書類の記載内容について説明できる方)の名刺1枚を貼ってください。
- (5) 返信用封筒(長3封筒に110円切手を貼り、返信先の住所及び宛名(御中、様等まで)を記載してください。)
- (6) 石巻市競争入札参加資格審査申請委任状
  - ※行政書士等が代理申請する場合のみ提出してください。
- (7) 提出書類チェック表(市内建設業者格付け用) ※本社が市外にあり、市内に支店、営業所等を有する建設業者の方は、次の(8)、(9)の

書類も提出してください。ただし、(9)は、該当しない場合は、提出する必要はありません。

- (8) 最新の建設業許可申請書類のうち以下の書類の写し
  - ① 様式第1号(建設業許可申請書)
  - ② 様式第1号別紙二(1)(2)(営業所一覧表が記載されているもの)
  - ③ 様式第11号(建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人の一覧表)
- (9) 最新の建設業許可申請以後、以下の事項に変更があった場合のみ、様式第22号 の2(変更届出書)
  - ① 営業所の新設(今回受任機関として申請する営業所についてのみ)
  - ② 営業所の業種の追加・廃止(今回受任機関として申請する営業所についてのみ)
  - ③ 代表者
  - ④ 建設業法施行令第3条の使用人(今回受任機関として申請する営業所についてのみ)

### 2 提出期間

## 令和7年1月14日(火)から令和7年2月14日(金)まで

※令和7年2月14日(金) 17時まで 石巻市総務部管財課 必着のこと。

※発送日にかかわらず、受付期間最終日の17時を過ぎて石巻市総務部管財課に到着したものは受付しません。また、到着に関するトラブルには対応できません。

## 3 申請方法

(1) 郵送(輸送) 又は窓口持参により提出すること。

## 郵送の場合

「一般書留」「簡易書留」「特定記録」「宅配便」など、<u>到着日時が確認できる方法</u>としてください。ただし、信書便取扱いのものに限ります。

【送付先】 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号 石巻市総務部管財課契約係 宛

### 窓口持参の場合

受付場所: 石巻市役所 本庁舎4階 総務部管財課 契約係

※各総合支所等への提出は不可

受付時間:午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで

※ただし、土曜・日曜・祝日は受付できません。

#### 窓口提出の場合は、必ず「受領書(様式7)」を作成の上、提出すること。

なお、本市が示す受領書の内容を満たしていれば任意様式で作成した受領書でも可とする。

- ※複数の業種を同時に申請する場合においては、受領書に申請する業種を全て選択の上、 提出すること(受領書の作成は業種ごとではなく、申請者ごとに作成する。)。
- ※行政書士等が複数業者分を一括して代理申請する場合においては、業者ごとに受領書を 作成の上、提出すること。

#### ≪受領書の交付について≫

### 窓口提出の場合に限り、受領書(様式7)を交付します。

※郵送の場合における受領書の発行及び申請書受理に係る問い合わせ(申請者作成の 受領書等の返送も含む)には対応しませんので、申請書が当市に配達されたか確認 する場合は、各申請書類等の送付を依頼した会社のホームページ等での確認、又は 送付を依頼した会社へお問い合わせください。

#### ≪申請時の共通事項≫

※封筒に、「入札参加資格申請書類 (格付) 在中」と、朱書きしてください。

# 4 石巻市建設工事格付等級通知書の交付

資格審査の結果は、3月中旬に石巻市建設工事格付等級通知書により交付する予定です。

# 5 有資格業者名簿の公表

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号) 第8条の規定により名簿を公表します。

また、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書等は、石巻市情報公開条例(平成17年石巻市条例第14号)の規定に基づく請求があった場合には、公開することがあります。申請書等に記載された個人に関する情報は石巻市の入札契約事務のために収集するものです。個人に関する情報を記載する書類の提出に当たっては、使用目的を本人に伝え、その承諾を得てから申請をしてください。

#### 6 その他

様式等は、石巻市ホームページの他、市役所閲覧室(4階)、管財課窓口及び各総合支所地域振興課に用意しておりますので、そちらをご利用ください。

不明な点がありましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

石巻市総務部管財課契約係 電話 0225-23-6611・6612 (直通)